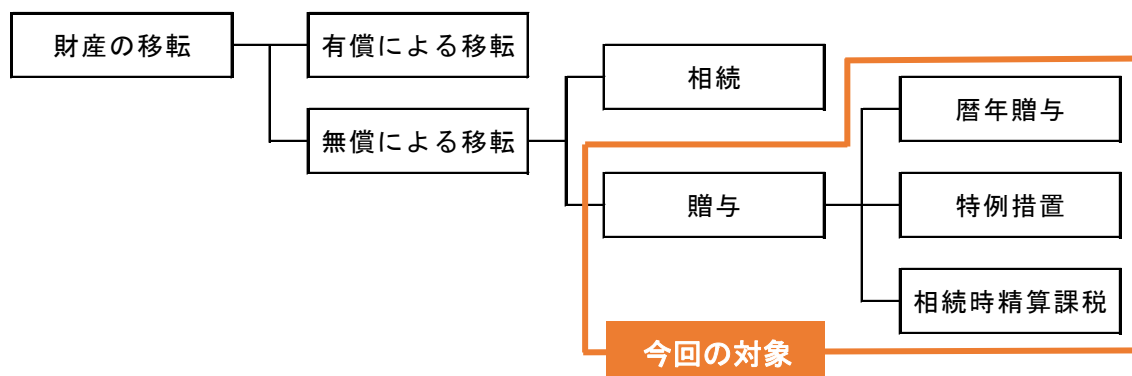


子・孫への財産移転の税金に関するQ&A

藤井信治 相談部 東京相談室

父母、祖父母より子・孫への財産の移転は、少子高齢化が進展する時代における課題の1つとされています。この世代間における財産の移転は、いくつかのパターンがありますが、それぞれ税負担を伴うものです。

今回は、生前に自分の意思でできる贈与を対象に、暦年贈与、贈与税に係るさまざまな特例措置、相続時精算課税をQ&A方式で解説します。



1. 暦年贈与

[1] 贈与税の非課税財産

Q. 子や孫に教育資金を贈与しても贈与税がかからないと聞きましたが、暦年贈与の基礎控除額の110万円を超えても非課税なのでしょうか。

A. 通常必要と認められる金額を必要な都度、贈与する限りは、金額にかかわらず非課税となります。

扶養義務者（注）相互間において、生活費または教育費に充てるために贈与を受けた財産のうち、通常必要と認められるもので、必要な都度、直接これらの用に充てるものは、贈与税が課税されません。したがって、父母や祖父母が、子や孫に対して、必要な都度、必要な金額を贈与しても、贈与税はかかりません。

例えば、孫が祖父母から、この非課税とされる入学金・授業料で 250 万円、この他に有価証券 110 万円の贈与を受けていた場合、教育資金 250 万円は非課税なので課税対象が 110 万円となり、基礎控除額 110 万円の範囲内であることから贈与税はかかりません。

ただし、数年分の生活費または教育費を一括して贈与をした場合などで、その財産が生活費または教育費に充てられず、預貯金や有価証券となっているときは贈与税の課税対象となります(第 2 項「特例措置」に該当する場合を除く)。

注：①配偶者、②直系血族および兄弟姉妹、③家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族、④三親等内の親族で生計を一にする者。なお、扶養義務者に該当するかどうかは、贈与の時の状況により判断します。

[2] 生命保険料の贈与に贈与税の非課税財産

Q. 子や孫に保険料を基礎控除額の範囲内で毎年贈与し、子や孫を契約者・保険金受取人として生命保険を契約することを考えていますが、贈与があったものとされない場合があり、それによって課税関係も変わってくると聞きました。その理由を確認したい。

A. 保険料の贈与をしたという場合であっても、事実関係次第では保険料の贈与があったと認められないケースがあり、その取扱いが国税庁より公表されています。これにより、保険金の課税関係(所得税・住民税の課税なのか、あるいは贈与税・相続税の課税なのか)が変わってきます。

昭和 58 年 9 月の国税庁事務連絡により、生命保険金の受取人(子や孫等)から、保険料の支払いは被保険者である父母や祖父母から適正に贈与を受けて支払ったものとの主張があり、税務署が保険料贈与と認めた場合は、所得税・住民税における一時所得または雑所得の課税となると示されています。保険料贈与として認められる事実確認の方法として、①毎年の贈与契約書、②過去の贈与税申告書、③親等が贈与した支払保険料相当額について自らの生命保険料控除の対象としていないこと、④その他「贈与事実の証拠」となる資料——が例示されています。

保険料贈与と認められるためには、保険料相当額の贈与があったと説明できることが必要です。例えば、贈与契約書を作成し保存する、あるいは子や孫の名義の預金通帳を作り、預金管理は完全に他と区分し、保険料相当額を同口座に振り込み(贈与し)、口座引落しにより保険料を支払うことなどにより、贈与事実の心証を得る資料を整えるとともに、子や孫に、保険料贈与であると主張することの重要性を十分に認識してもらうことも大切でしょう。保険金を受け取る際に、納税者(子や孫等)から主張をしないと、保険料の実質負担者は親や祖父母とされ、贈与税や相続税が課税されることも考えられます。

子・孫への財産移転において、暦年贈与における基礎控除額 110 万円の活用は有効であり、適正に利用していくことが大切です。最近時では、暦年贈与型信託や生存給付金付養老保険を利用した生前贈与プランなど、基礎控除額の活用を前提として子や孫に財産を移転するさまざまな金融商品が販売されています。

2. 特例措置

[1] 相続財産に加算を要しない生前贈与財産

Q. 相続などにより財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内に暦年課税の贈与を受けた財産があるときは、基礎控除額の範囲内外にかかわらず、相続財産に加算する必要があります（以下「生前贈与加算」）が、加算しなくてよいケースもあると聞きました。どのようなケースであれば相続財産に加算しなくてよいのでしょうか。

A. 被相続人からその相続開始前3年以内に子や孫が暦年課税の贈与を受けた財産であっても、下表については加算する必要がありません（適用を受けるための要件は、本稿では省略）。

	内容	受贈者の年齢制限等	非課税限度額等
①	「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税」の適用を受けた金額	20歳以上の直系卑属で一定の者	契約時期等に応じ受贈者ごとに300万～3,000万円
②	「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税」の適用を受けた金額	30歳未満の直系卑属	受贈者ごとに1,500万円
③	「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税」の適用を受けた金額	20歳以上50歳未満の直系卑属	受贈者ごとに1,000万円

注：①～③以外にも贈与税の配偶者控除の特例がありますが、本稿テーマと関係ないので記載を省略。

「教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度」（上表②）については、贈与者が教育資金管理契約の終了の日までに死亡した場合、この特例の適用を受けて非課税とされた金額は、生前贈与加算の対象とされません。ただし、平成31年度税制改正大綱では、この点について改正するとされています。

なお、受贈者が30歳になり、非課税抛出額（この特例の適用を受けて信託等がされた金銭等の合計額）から支出額（取扱金融機関が特例に適用する資金支払の事実を確認し記録した金額の合計額）を控除した残額（以下、「管理残額」。なお、管理残額の意義は、「結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度」（③）も同様）がある場合は、管理残額はその30歳になった年において贈与税の課税対象とされ、必要に応じて申告・納税することとなります。

■「教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度」について、平成31年度税制改正大綱で示されている主な改正点

- (1) 受贈者の前年の合計所得額が1,000万円を超える場合には、非課税措置の適用を受けることができません（平成31年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用）。
- (2) 贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除く）、贈与者から死亡前3年以内に一括贈与を受けた教育資金のうち管理残額は、相続などにより取得したものとみなされます（平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合について適用。3月31日までに一括贈与を受けたものは適用除外）。
 - ①当該受贈者が23歳未満、②当該受贈者が学校等に在学している場合、③当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

「結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度」(同③)では、贈与者が結婚・子育て資金管理契約終了の日までに死亡した場合、この特例の適用を受けて非課税とされた金額は生前贈与加算の対象とされませんが、贈与者が死亡した日における管理残額は、一括贈与から3年以内外にかかわらず、相続税の課税対象になります(「教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度」(同②)と異なる)。ただし、相続税の2割加算の対象とされません。つまり、代襲相続人でない孫やひ孫が受贈者の場合であっても、税額に20%の加算がないということになります。また、相続などにより管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者については、相続開始3年以内に贈与者(被相続人)からの贈与により、管理残額以外の財産を取得していたとしても生前贈与加算されません。

なお、受贈者が50歳になり、管理残額がある場合は、管理残額はその50歳になった年において贈与税の課税対象とされ、必要に応じて申告・納税することとなります。

■「結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度」について、平成31年度税制改正大綱で示されている主な改正点

受贈者の前年の合計所得額が1,000万円を超える場合には、非課税措置の適用を受けることができません(平成31年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用)。

【事例による確認】特例措置の管理契約終了日前に相続が発生したケース

祖父が、平成30年11月に亡くなりました。孫であるAさん(21歳)は、平成28年、平成29年、平成30年の各年に暦年贈与で100万円、平成30年2月に「結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」で1,000万円、「教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」で1,500万の贈与を受けました。管理残額は、「結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」が500万円、「教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」が1,300万円あります。

このケースにおいて、相続財産に加算される贈与財産の価額は以下の通りとなります(平成30年12月31日現在の税制によるものとします)。

- ケース1: 祖父の相続発生により、管理残額以外の相続財産を取得していない場合
500万円 = 「結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」の管理残額500万円
- ケース2: 祖父の死亡生命保険金100万円(死亡保険金の非課税限度額適用後)を受け取った場合
900万円 = 生命保険金100万円 + 「結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」の管理残額500万円 + 16~18年の暦年贈与合計額300万円)

3. 相続時精算課税

[1] 相続時精算課税制度を利用する際の留意点

Q. 相続時精算課税制度による贈与を検討しています。利用の際の留意点を確認したい。

- A. 暦年贈与に比べ、贈与税が低負担でまとまった財産を贈与できることや、収益を生む財産については将来的な収益を含めて移転させる効果があります。一方、贈与税・相続税を通して納税をする仕組みのため、相続財産を減らす効果は基本的にないことや、相続開始までに贈与財産の価格が下落変動する場合は不利となる可能性があること、相続税の小規模宅地等の評価減の特例が適用できなくなることには留意が必要です。**
また、相続時精算課税制度を一度選択すると、その選択をした年以降はすべて、その選択に係る贈与者から受ける贈与には制度が適用され、暦年課税へ変更することはできない（取り消すことができない）ことなどにも留意すべきでしょう。

相続時精算課税制度を選択すると、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年以降すべてにこの制度が適用され、暦年課税へ変更することはできません。本制度では、贈与財産の価額の合計額から特別控除額 2,500 万円を控除した後の金額に一律 20%の税率を乗じて贈与税額を算出します。贈与者が亡くなった時の相続税の計算において、相続財産の価額に、相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の価額）を、特別控除額 2,500 万円の範囲内外にかかわらず加算して相続税額を計算し、すでに支払った贈与税相当額を相続税から控除することとなります。このため本制度では、財産を減らす効果は基本的に期待できません。

本制度を利用する場合は、相続の対象となる財産の合計額が、相続税の基礎控除額の範囲内と見込めるのであれば、ほぼデメリットがなく子や孫への早期の財産移転を実現できます。また、そのように見込めない場合であっても、暦年課税の税率の適用を受けることなく、最終的に相続税と同じ税率適用となるのは、本制度の利用メリットといえるでしょう。

本制度を利用すると、相続税の計算において、贈与財産が贈与時の価額で計算されることから、相続開始までに、贈与財産の価格が上昇すれば税負担は減り、逆に贈与財産の価格が下落すると税負担は増加します。賃貸不動産や株式など収益を生む財産を贈与すれば、贈与後の収益は受贈者に帰属しますので、贈与者の財産の増加を抑制するとともに高額所得者の場合は、所得分散による節税効果も期待できますが、価格が下落した場合は、前述の通りデメリットが発生する可能性があります。

特に注意を要するのは、本制度により贈与された宅地等には相続税の小規模宅地等の評価減の特例が適用されないことです。小規模宅地等の評価減の特例は、相続税評価額を大幅に引き下げる効果があるので、適用が見込まれる宅地等の贈与には慎重な判断が必要です。

このように相続時精算課税の選択に際しては、将来的な価格の予測などさまざまな要因、税制自体の将来的な改正の可能性なども念頭に置いて行うことが必要であるといえます。

内容は2019年2月28日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。